住宅宿泊事業法第６条等に基づく「宿泊者の安全確保措置」

事前相談書（兼）説明書

令和　　年　　月　　日

※この書面は、住宅宿泊事業法第３条に規定する届出前の事前相談時及び届出書の添付書類（住宅の図面の補足説明用）として活用してください。

届出者（相談者）住所

氏名

連絡先

建築物の所在地

住宅宿泊事業法第６条等に規定する「宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置※イ」は次のとおりです。

次のチェックリストの□欄に、チェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 摘要 | 記入者チェック・入力欄 | 愛媛県チェック欄※ロ |
| ① | 建築物の建築年 | **□昭和　　□平成　　□令和　　　　年** |  |
| ② | 建築確認申請・通知書の有無 | **□有　　　□無　　　□不明　　　□不要** |  |
| ③ | 完了検査申請・検査済証の有無 | **□有　　　□無　　　□不明　　　□不要** |  |
| ④ | 宿泊時の家主同居の有無 | **□家主同居　　　　　□左記以外** |  |
| ⑤ | 敷地面積／延べ面積 | **敷地面積：　　　　㎡、延べ面積：　　　　㎡** |  |
| ⑥ | 宿泊室※ハの床面積の合計 | **㎡** |  |
| ⑦ | 宿泊者使用部分※ニの床面積 | **１階：　　　　㎡　２階：　　　　㎡　地階：　　　㎡****３階：　　　　㎡　　　　　　　階(基準階)：　　　㎡****合計 　　　　㎡** |  |
| ⑧ | 届出住宅の建築用途 | **□戸建住宅　　□寄宿舎　　□共同住宅　　□長屋** |  |
| ⑨ | 宿泊者の受入状況 | **□複数のグループを受入　　□単一グループのみ受入** |  |
| ⑩ | 届出前の事前相談の有無 | **□相談済(令和 　年　月　日、相談窓口： 　　　　　)****□相談無し** |  |
| ⑪ | 建築物の所在地が工業専用地域・特別工業地区でない | **□適　　　　□不適** |  |
| ⑫ | 建築物の所在地が市街化調整区域かそれ以外か | **□市街化調整区域　　　　□それ以外** |  |

　　※イ：非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置を定める件（国土交通省告示第1109号）（改正令和元年6月21日国土交通省告示第202号）による。

　　※ロ：行政庁チェック欄は記入しないでください。

　　※ハ：「宿泊室」　届出住宅の居室のうち、宿泊者の就寝の用に供するもの

　　※ニ：「宿泊者使用部分」　届出住宅のうち、宿泊室と宿泊者の使用に供する部分

○事前相談（届出）に必要な添付図書

　次のチェックリストの□欄に、チェックしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 添付書類 | 記入者チェック・入力欄 | 行政庁チェック欄※ロ |
| □付近見取図 | **住宅の位置がわかる** |  |
| □住宅の図面 | **明示する内容****□台所・浴室・便所・洗面設備の設置　□住宅の間取り及び出入口****□各階の別****□居室・宿泊室・宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)の範囲とその床面積****□非常用照明器具の位置　□その他安全のための措置(防火の区画等)** |  |
| □確認済証(保有している場合) |  |
| □検査済証(保管している場合) |  |

○民泊の安全措置の手引き(平成29年12月26日国土交通省住宅局建築指導課)を参照して、次のチェックリストの□欄に、チェックしてください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出住宅の条件等 | 建て方について | 規模等について | Ａ―１ | Ａ－２ | Ｂ－１ | Ｂ―２ |
| Ａ）一戸建ての住宅、長屋 | １）家主同居※１で宿泊室の床面積が50㎡以下 | □ | 　 | 　 | 　 |
| ２）上記以外 | 　 | □ | 　 | 　 |
| Ｂ）共同住宅、寄宿舎 | １）家主同居※１で宿泊室の床面積が50㎡以下 | 　 | 　 | □ | 　 |
| ２）上記以外 | 　 | 　 | 　 | □ |
| 上記の条件による分類に応じて、下記の安全措置（①～⑦）をチェック |
| 安　全　の　措　置 | 告示第一（非常用照明器具） |
| ① | 非常用照明器具が設置されている | 　 | □ | 　 | □ |
| 告示第二第一号（防火の区画等） |
| ② | 複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない | 　 | □ | 　 | □ |
| 複数のグループが複数の宿泊室に宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている | 　 | □ | 　 | □ |
| 告示第二第二号イ |
| ③ | ２階以上の各階における宿泊室の床面積の合計が100㎡以下 | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、当該階から避難階又は地上に通ずる２以上の直通階段を設けている | □ | □ | 　 |
| 告示第二第二号ロ |
| ④ | 宿泊者使用部分※２の床面積の合計が200㎡未満 | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、居住住宅が耐火建築物、準耐火建築物等である | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、宿泊者使用部分※２の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げが、建築基準法施行令第128条の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている | □ | □ | 　 |
| 告示第二第二号ハ |
| ⑤ | 各階における宿泊者使用部分※２の床面積の合計が200㎡（地下の階にあっては100㎡）以下 | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、３室以下の専用の廊下である（対象階：　　　　　　） | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、階の廊下（３室以下の専用のものを除く。）の幅が、両側に居室がある廊下にあっては1.6ｍ以上、その他の廊下にあっては1.2ｍ以上である（対象階：　　　　　） | □ | □ | 　 |
| 告示第二第二号ニ |
| ⑥ | ２階における宿泊者使用部分※２の床面積の合計が300㎡未満 | □ | □ | 　 |
| 上記以外の場合で、届出住宅が準耐火建築物である | □ | □ | 　 |
| 告示第二第二号ホ |
| ⑦ | (1)宿泊者使用部分※２が３階以上の階に設けられていない | □ | □ | 　 |
| (2)延べ面積が200㎡未満で宿泊者使用部分※２が３階に設けられている場合で、警報設備を設け、竪穴部分と竪穴部分以外とを間仕切り壁等で区画している。 | □ | □ |  |
| 上記(1)(2)以外の場合で、届出住宅が耐火建築物である | □ | □ | 　 |

　※１　届出住宅の家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合

※２　届出住宅のうち、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分をいう。

行政庁チェック欄

□上記チェック項目について適合していることを確認した。【令和　　年　　月　　日】

□上記以外（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　）